様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2024年10月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ばんりせつび  一般事業主の氏名又は名称 万里設備株式会社  （ふりがな） きむらしんや  （法人の場合）代表者の氏名 　 木村信哉  住所　〒231-0065  神奈川県横浜市中区宮川町2丁目55番地  ルリエ横浜宮川町503号  法人番号　　　7020001013570  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 万里設備株式会社 公式ホームページ  ＤＸについて | | 公表日 | 2024年8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.banri-s.co.jp/dx.html  企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性を決定 | | 記載内容抜粋 | 万里設備株式会社の企業理念の一つとして、「社員を財産と考え、個性を尊重し、組織の活性化・職場環境の向上を通じて会社の繁栄と社員の幸福を実現する企業を目指す」という目標を掲げています。  その実現に向けた成長戦略の一環として、DX（デジタルトランスフォーメーション）戦略の推進に取り組んでまいります。  建設業界では建設技能者の高齢化や労働不足が深刻化し、時間外労働の規制などの問題が顕在化しています。  これらの課題に対処するため、省人化と生産性向上を図るべく、3DCADの導入、管理書類のクラウド化による共有化、WEB会議の活用などを行い、効率的なプロジェクト管理とリソースの最適化を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 方針および方向性の最終決定については、取締役会にて承認・決定して掲載しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 万里設備株式会社 公式ホームページ  ＤＸについて | | 公表日 | 2024年8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.banri-s.co.jp/dx.html  企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定 | | 記載内容抜粋 | 現場業務の効率化・品質の向上  ◎3DCADの活用  ・施工図内の形状等を視覚的に把握しやすく、客先へのプレゼンにも有効で信頼性が向上します。  ・施工図の精度が向上し、施工でのミス削減できる。  ・作図時間が短くなり、労働時間削減につながる。  ◎現場管理にデジタルツールの活用  ・全社員にタブレット及びスマホを支給する事により、社内のクラウドサーバーを活用したデータの共有が可能になり、作業効率の向上、ペーパーレス化を実現し、工事写真撮影、編集等リアルタイムで行うことができる。  ◎グループウエアの活用  ・グループウェアを使用する事により、担当者への伝達ミス・モレ及び時間ロスの軽減につながります。  ◎WEB会議の活用  ・会議のための移動時間の削減します。  ◎安全書類のクラウド化  ・ペーパーレス化を実現し、クラウド上で情報が共有でき、常に最新の状態を維持できる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 方針および方向性の最終決定については、取締役会にて承認・決定して掲載しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.banri-s.co.jp/dx.html  戦略を効果的に進めるための体制の提示 | | 記載内容抜粋 | ・体制  代表取締役社長をDX戦略における統括責任者とし、社内にDX推進委員会を設置し、組織を横断して社内のDX推進を進めるとともに、DXによる問題解決や業務改善の提案を行っていきます。各部（総務・技術1.2部・CAD室）からDX推進担当者を選抜し、各戦略の実行体制を構築します。  ・人材育成  人材育成については、外部講習会に積極的に参加するなどし、社内でも勉強会など開催して展開し、DXを推進できる人材を育成していきます。  また、社内でデジタルツールの活用状況を確認し、新たなデジタルツール導入などディスカッションを行います。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.banri-s.co.jp/dx.html  最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示 | | 記載内容抜粋 | ・ネットワーク・クラウドストレージ環境を整備することで、社内の業務効率と生産性の向上を推進させるための環境整備を進めてまいります。  ・現状の課題と今後の方向性を常に精査し、アップデートを繰り返し弊社に適したデジタル技術の導入を進めていきます。  ・全社員のPC及びタブレット等にセキュリティソフト（END POINT SECURITY）を導入し、情報セキュリティの確保を進めています。  ・社内規定の適切な整備や更新などをして、情報セキュリティコンプライアンスを強化していきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 万里設備株式会社 公式ホームページ  ＤＸについて | | 公表日 | 2024年8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.banri-s.co.jp/dx.html  戦略の達成状況に係る指標の決定 | | 記載内容抜粋 | DX戦略戦略を推進するにあたり、2024年から2027年度に向け、取り組みの達成度を測る指標を設定します。  1. 施工ミス削減率  　3DCADの活用により、施工ミスを年間で20%削減することを目指します。これにより、施工品質の向上を評価します。  2. 労働時間削減率  　3DCADの効率的な作図による労働時間の削減を測定し、年間10%の労働時間削減を達成します。  3. ペーパーレス化達成率  　クラウドを活用した安全書類や図面管理により、全体の印刷枚数を75%削減します。  4. WEB会議活用率  　社内外でのWEB会議利用率を50%まで引き上げ、移動時間やコスト削減の効果を測定します。  5. 安全書類のクラウド導入率  　現場の安全書類のクラウド導入率を50%削減し、ペーパーレス化および最新情報の即時共有を実現します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年8月29日 | | 発信方法 | <https://www.banri-s.co.jp/dx.html> にて代表者の署名を入れ情報を発信 | | 発信内容 | 弊社に関わる全てのステークホルダーの皆様への価値提供に努めるとともに、これまで以上に社会に貢献できるよう誠心誠意取り組んでまいります。  今後もこれらの戦略（ビジネスモデル）の推進状況について、私自身が定期的に皆様にお知らせし、進捗や成果を共有してまいります。  更なる業務効率化に取り組み、お客様へ価値を提供し続けることで、全てのステークホルダーの皆様の満足度向上と持続可能な社会の実現を目指します。  万里設備株式会社  代表取締役　木村 信哉 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃　～　　現在継続中 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断を提出しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃　～　　現在継続中 | | 実施内容 | 「SECURITY　ACTION」の「★★二つ星」を宣言しました |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。